慌てないで!!
災害後の住宅修理トラブル

＜相談事例1＞
大雨の後に屋根の無料点検にきた業者から、「このまま放置すると雨漏りする」と言われ高額な契約をさせられた。（70歳代　女性）

＜相談事例2＞
台風で雨どいが壊れた。「火災保険で修理できる」という業者が突然きて、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼した。その後受け取った保険金から35％の手数料を請求された。（80歳代　男性）

台風や大雨、地震等の自然災害発生後は、災害に便乗した住宅修理に関する悪質商法のトラブルが多くなる傾向があります。

◺ アドバイス ◿

- 修理や工事の契約は慎重にしましょう。
- 契約をせかされても、その場では契約をせず、複数社から見積りを取って比較検討し、不要な契約はきっぱりと断りましょう。
- 「保険を使って住宅修理」と勧誘されたときは、契約をする前に加入している保険会社や代理店に相談をしましょう。

おかしい！困った！と思ったら
✨消費生活センターにご相談ください✨

※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン ☎188（いやや）
～ あなたの地域の消費生活センターにつながります ～

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた７Ｆ】	☎ ８６１－０９９９
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟１Ｆ】	☎ ５８２－４５００
小倉南相談窓口【小倉南区役所３Ｆ】	☎ ９５１－３６１０
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ４Ｆ】	☎ ６４１－９７８２

※門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、
消費生活センター ☎ 861－0999 へご相談ください。

まもりん

みもりん